

## [事案 2020-354] 契約者貸付無効等請求

・令和3年10月22日 裁定終了

### <事案の概要>

契約者貸付の無効等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

昭和59年8月に契約した定期保険特約付養老保険（契約①）および平成4年9月に契約した定期保険特約付終身保険（契約②）について、平成7年11月から平成14年3月にかけて契約者貸付がなされ、平成15年11月に契約②を解約したが、以下の理由により、カードを用いた契約者貸付を無効にするとともに契約②の解約の取消しを求める。

- (1) 自分は、契約者貸付に利用されたカードを受け取っていない。
- (2) 契約②を解約したのは、担当者から「今解約すると現金が戻り得策です。」と言われたからである。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人はカード利用の申込みを行い、当社はカードを申立人の届出住所に簡易書留で郵送しており、申立人の契約者貸付は当該カードによって行われている。
- (2) 担当者が申立人の主張するような説明をしたかは定かではないが、仮にそのような説明をしたとしても、当時は契約者貸付の合計額が600万円を超えており、金利は年5.75%であったことを考えると、解約返戻金により契約者貸付を清算するほうが、受取額が減らなくて済むことは間違いなく、説明が虚偽とは言えない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の主張は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。